

第8回

認定看護管理者認定更新の手引き

- ・ 認定看護管理者の認定更新審査は書類審査で行われます。
- ・ 書類に不備があった場合には不合格となり、認定看護管理者資格を喪失します。
- ・ 申請者は十分注意して書類を作成・提出してください。

2011年

日本看護協会

【目次】

I.	2011年認定看護管理者認定更新の流れ	1
II.	第8回認定看護管理者認定更新審査 実施概要	1
1.	審査について	
2.	申請資格	
3.	認定更新審査申請手続き	2
1)	申請期間	
2)	申請方法	
4.	審査	3
5.	審査結果の通知	3
6.	認定更新登録および認定証の交付	3
III.	認定期間の延長申請	3
1.	認定期間延長審査について	3
2.	延長申請手続き	3
3.	審査	4
4.	認定期間延長審査結果の通知およびその他の注意事項	4
IV.	提出書類一覧	4
V.	連絡先の変更手続き	5
1.	Web申請内容の変更について	5
2.	認定更新審査申請時の所属施設の変更について	5
VII.	個人情報保護方針について	5
VIII.	申請書類の送付先および問合せ先	5
(参照)	日本看護協会認定看護管理者規則及び細則(抜粋)	6
別添1	更新審査申請書類の作成方法および注意事項	7
別添2	看護管理実践報告書(様式管C-5)審査の視点	11
別添3	自己研鑽ポイントの換算表	12
別添4	自己研鑽の実績の加算対象となる学会一覧	13

I. 2011年認定看護管理者認定更新の流れ

日程	申請者	日本看護協会
2011年 4月中旬	「認定看護管理者認定更新の手引き」 の確認、申請準備	「認定看護管理者認定更新の手引き」の 掲載（公式HP）
7月19日（火）～ 7月29日（金）	Web申請、審査料振込、申請書類の 送付	申請資格確認及び申請者の確定
9月～10月		審査及び合否判定
11月	審査結果の受領 認定更新登録申請	審査結果通知（文書）
12月		認定更新登録申請の確認 認定看護管理者名簿の更新
	認定証の受領	認定証の交付

II. 第8回認定看護管理者認定更新審査 実施概要

1. 審査について

日本看護協会認定看護管理者規則第27条および第28条の規定に基づき実施する。

認定看護管理者規則

第27条 本会は、認定看護管理者のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第28条 本会の認定を受けた認定看護管理者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

2. 申請資格

日本看護協会認定看護管理者規則第29条および細則第25条の規定の通り。

認定看護管理者規則

第29条 更新のため認定看護管理者の認定を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること。
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践及び自己研鑽の実績があること。

認定看護管理者細則

第25条 規則第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 制度委員会が認めた研修会、学会への参加や発表または雑誌発表など自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上に達していること。
- (3) 積極的に社会活動をしていること。

3. 認定更新審査申請手続き

1) 申請期間

2011年7月19日（火）～ 7月29日（金）

2) 申請方法（以下の1から3の全てを行うこと）

	方法
1. Web申請	<p>1) 申請期間内に日本看護協会公式ホームページ（下記アドレス）にアクセスし、「認定看護管理者認定更新審査 受験申請情報入力画面」に必要事項を入力する。</p> <p>URL: https://nintei.nurse.or.jp/RecNurse/index.aspx</p> <p>（ホームページにWeb申請画面見本を掲載するので確認すること。）</p> <p>2) Web申請で記入したEメールアドレス宛に自動応答でWeb申請完了及び審査料振込に関するメールを送信するため、携帯電話のメールアドレスの登録は避けること。</p> <p>3) Web申請の入力内容に誤りがあった場合は、再申請せずに訂正内容を認定部宛にメールで連絡する。</p> <p>4) 以下の場合はWeb申請を再度行わずに、認定部へ問い合わせること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動応答の返信メールが文字化けしている。 ・Web申請後2～3日以内（申請期間最終日はその日のうち）に返信メールの受信が確認できない。
2. 審査料振込	<p>1) 審査料：30,000円</p> <p>2) 振込先：Web申請者に対し、Eメールで個別の振込先口座番号を案内する。 詳細はEメール参照。</p> <p>※振込先口座番号は申請者ごとの個別のものである。</p> <p>※振込先口座番号は審査合格後の認定料振込の際も使用するため、保管する。</p> <p>3) 振込時の注意事項</p> <p>① 振込名義は申請者の氏名とし、施設名での振り込みは避ける。</p> <p>② 振込日を認定更新審査申請書類確認用紙（様式管C-1）に記載する。</p> <p>※振込明細書などの提出は不要だが、必ず保管する。</p> <p>③既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。</p>
3. 申請書類送付	<p>1) 申請書類様式は日本看護協会公式ホームページからダウンロードする。</p> <p>URL: http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/kanrisha/index.html#c</p> <p>2) 「申請書類の作成方法および注意事項」（別添1）を参照の上、申請書類を作成する。</p> <p>3) 申請期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や宅配便）にて送付する。</p> <p>※宅配便の場合は平日の9:00～17:00の間に到着するよう日時指定をする。</p> <p>4) 提出された書類はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>5) 書類の持参は受け付けない。</p>

4. 審査

- 1) 審査方法：書類審査
- 2) 審査時期：9月～10月

※なお審議の過程で、申請者に対しWeb申請で記入したEメールアドレス宛に連絡することがある。

5. 審査結果の通知

審査結果は2011年11月下旬までに申請者宛に文書で通知する。

※電話やEメールなどによる可否の問い合わせには一切応じない。

6. 認定更新登録および認定証の交付

- 1) 合格者には、審査結果とともに認定料の納付について案内する。
- 2) 認定料（20,000円）を審査料と同じ振込口座へ期日までに振込む。
- 3) 以下の手続きを完了した者に認定証を交付し、認定看護管理者名簿を更新する。
 - (1) 認定登録の意思確認に伴う署名欄への直筆署名（様式管C-1）
 - (2) 認定料の納付

Ⅲ. 認定期間の延長申請

病気その他やむを得ない理由により認定更新申請ができない場合は、日本看護協会認定看護管理者細則第27条に基づき、認定更新の当該年度に認定期間の延長を申請し、認められれば認定期間を延長することができる。認定期間の延長を希望する者は、以下の要領にて認定期間の延長申請手続きを行う。

1. 認定期間延長審査について

申請書類をもとに書類審査を行い、認定期間延長の可否を決定する。

2. 延長申請手続き

1) 申請期間

2011年7月19日（火）～ 7月29日（金）

2) 申請方法（以下の1から3の全てを行うこと。）

	方法
1. Web申請	Ⅱ-3. 認定更新審査申請手続きと同じ
2. 審査料振込	
3. 申請書類送付	<ol style="list-style-type: none">1) 申請書類様式は日本看護協会公式ホームページからダウンロードする。 URL: http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/kanrisha/index.html#c2) 「申請書類の作成方法および注意事項」（別添1）を参照の上、申請書類を作成する。3) 申請期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や宅配便）にて送付する。 ※宅配便の場合は平日の9:00～17:00の間に到着するよう日時指定をする。4) 提出された書類はいかなる理由があっても返還しない。5) 書類の持参は受け付けない。

3. 審査

1) 審査方法：書類審査

2) 審査時期：9～10月

4. 認定期間延長審査結果の通知及びその他の注意事項

1) 認定期間の延長が認められた者に対し、11月下旬までに「認定看護管理者認定期間延長証明書」にて通知する。なお、認定証の交付は行わない。

2) 認定期間の延長が認められなかった者に対し、その旨を通知する。

3) 延長期間は、原則として1年間とする。それ以上の延長が必要な場合は、1年後の認定看護管理者認定更新審査申請期間内に再度申請する。認定期間の延長は3回まで、最大3年間可能とする。

4) 認定期間延長を認められた者が、認定更新審査に申請するときは、その年度の審査方法を適用する。詳細は当該年度の「認定看護管理者更新の手引き」を参照すること。

5) 認められた認定期間の延長期間内に認定更新の申請を行わなかった場合は、認定看護管理者資格を喪失する。

IV. 提出書類一覧

様式	内容	更新審査	認定期間 延長審査
管C-1	認定更新審査申請書類確認用紙	○	
管C-2	推薦書	○	
管C-3	看護管理実践時間証明書	○	
管C-4	履歴書	○	○
管C-5	看護管理実践報告書	○	
管C-6	自己研鑽ポイント申告表	○	
管C-7	社会活動に関する報告書	○	
管C-8	学会・研究会への発表に関する報告書	○	
管C-9-①	学会・研究会への参加に関する報告書	○	
管C-9-②	学会・研究会への参加に関する証明	○	
管C-10-①	研修プログラムへの参加に関する報告書	○	
管C-10-②	研修プログラムへの参加に関する証明	○	
管C-11	論文発表に関する報告書	○	
改姓を証明する書類	改姓前後の姓名が確認できる証明書類	該当者のみ	
管C-延長	認定期間延長申請書		○
証明書類	延長理由を裏付ける書類		○

V. 連絡先の変更手続き

1. Web申請内容の変更について

Web申請で入力した情報にて個人情報を管理しているため、Web申請時の内容（所属施設、住所、氏名）に変更が生じた場合は、日本看護協会公式ホームページより登録内容変更手続きを行う。

登録内容変更についての案内

URL：<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/index.html#04>

マイページ

URL：<https://nintei.nurse.or.jp/RecNurse/index.aspx>

※10月末日までの変更内容（改姓等）を認定証へ反映する。11月以降の変更は再交付申請（発行料1,000円）により受け付ける。（詳細は以下のURLを参照）

URL：<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/saikoufu.html>

2. 認定更新審査申請時の所属施設の変更について

認定更新審査申請手続き（p.2「Ⅱ. 3.2」）において所属施設を変更した場合、日本看護協会公式ホームページ認定看護管理者登録者一覧では新施設名を「非公開」と掲載する。「公開」に変更するには、上記1の手続きを行うこと。

VI. 個人情報保護方針について

日本看護協会における個人情報保護方針に準ずる。

URL：<http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

VII. 申請書類送付先および問合せ先

1. 送付先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会 認定部 第8回認定看護管理者認定更新審査 係
--

2. 問合せ先

日本看護協会認定部（認定看護管理者担当）

申請方法に関すること	電話番号 03-5778-8546 受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く）14時から17時
その他	E-mail:cna@nurse.or.jp

(参照) 日本看護協会認定看護管理者規則および細則 (抜粋)

日本看護協会認定看護管理者規則

第1章 総則

第3条 認定看護管理者とは、本会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者をいう。

第7章 認定看護管理者の認定の更新

第27条 本会は、認定看護管理者のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第28条 本会の認定を受けた認定看護管理者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第29条 更新のため認定看護管理者の認定を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保健師、助産師および看護師のいずれかの免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること。
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践および自己研鑽の実績があること。

第30条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

日本看護協会認定看護管理者細則

第6章 認定看護管理者の認定の更新

第25条 規則第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 制度委員会が認めた研修会、学会への参加や発表または雑誌発表など自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上に達していること。
- (3) 積極的に社会活動をしていること。

第26条 認定更新申請者は、別に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

- 2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
- 3 認定更新の申請の期日に関しては、認定委員会が別に定める。

第27条 規則第28条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由であると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第28条 認定看護管理者の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認定看護管理者認定更新申請書に理事会が定める認定料を添えて本会に提出しなければならない。

全文は以下 URL を参照

<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/pdf/kansaisoku.pdf>